

重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護)

令和4年4月15日提出

事業所・施設の名称	丸八作業所
算定する加算の区分 ※いずれかに○をすること (Ⅰ)と(Ⅱ)は併給不可	1 重度障害者支援加算(Ⅰ)                      2 重度障害者支援加算(Ⅱ)
異動区分	1 新規    2 継続
適用年月日	令和 4 年 4 月 1 日

Ⅰ を算定 の場合	加算の取得状況 ※人員配置体制加算(Ⅰ)及 び常勤看護職員配置加算 (Ⅲ)の算定が必要	人員配置体制加算(Ⅰ)	1 算定あり                      2 算定なし
		常勤看護職員配置加算(Ⅲ)	1 算定あり                      2 算定なし
	利用者のうち重症心身障害者の人数が2人以上いる		1 該当                      2 非該当
	人員配置体制加算(Ⅰ)・常勤看護職員配置加算(Ⅲ)による配置上の必要職員数		8.6 人
	実際の生活支援員等の配置職員数(常勤換算)		9.2 人

Ⅱ を算定 の場合	指定基準上又は人員配置体制加算による配置上の必要職員数	人	
	実際の生活支援員等の配置職員数(常勤換算)	人	
	研修修了者の配置状況		配置人数(常勤換算)
	実践研修修了者名 (行動援護従業者 研修修了者を含む)		人
	基礎研修修了者名 (重度訪問介護従業者養成 研修行動障害課程修了者又 は 行動援護従業者養成 研修修了者を含む)		人

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(又は重度訪問介護従業者養成研修行動障害課程、行動援護従業者養成研修)の修了証の写し
------	---

- 備考
- ・この届出書にかかる重度障害者支援加算は、障害者支援施設が施設入所者に生活介護を行った場合は加算しない。
  - ・(Ⅰ)については利用者全員について加算を算定する。
  - ・(Ⅱ)については実践研修修了者を配置し、支援計画シート等を作成している場合に利用者全員について体制加算を算定する。(ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できない。)
  - 指定基準上の人員と人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置する必要がある。
  - ・当該加算を算定している事業所が、引き続き加算を算定する場合で、対象職員の変更のみを届け出るときには、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。